

産業厚生常任委員会資料

令和4年4月12日

産業振興部 農地整備課

加東市立木から市民等の生命・住宅等を守る条例（案）について

目 次

1	説明の趣旨	……	P 1
2	産業厚生常任委員会（令和3年12月）及びパブリックコメントでの意見（一部抜粋・要約）	……	P 1
3	意見を受けての対応	……	P 2
4	条例内容（見直し後）の概要	……	P 3
5	スケジュールについて	……	P 7
6	令和4年度予算について	……	P 7

1 説明の趣旨

本条例の内容については、令和3年6月定例会以降、市の関係部署で開催してきた調査研究会で検討した素案に加え、同年12月の産業厚生常任委員会での意見を一部反映させた条例案を作成し、パブリックコメントを実施後の令和4年3月定例会に上程の予定であった。

しかし、パブリックコメントで提出された意見について、顧問弁護士に改めて相談し、それを基に調査研究会で検討した結果、予定していた代執行等に係る条項を規定することは、難しいという結論に至った。

この代執行等に係る条項を削ることとなった経緯や、そのほかに出た意見も含めて見直しを行った条例内容の概要について、説明を行う。

2 産業厚生常任委員会（令和3年12月）及びパブリックコメントでの意見（一部抜粋・要約）

産業厚生常任委員会

意見①：倒木の撤去義務を条例に入れるべきではないか。

意見②：健康な木でも危険木とならないよう適切な管理をすることを条例に入れるべきではないか。また、枝打ち等適切な管理がどのようなものか分かるようにすべきではないか。

意見③：対象となる木の範囲が分からないので、明確にすべきではないか。

意見④：守る対象に道路を入れるべきではないか。

意見⑤：危険木について、伐採等に係る補助金の創設は検討しないのか。

パブリックコメント

意見⑥：立木について、定義が必要ではないか。

意見⑦：市民等の責務について、密告しあいにならないように、範囲、対象を明確にすべき。

意見⑧：条例では「必要な措置を助言・指導」までとし、「勧告」、「命令」、「代執行」、「応急措置」は行うべきではない。

3 意見を受けての対応

・ 条例案の内容変更

産業厚生常任委員会やパブリックコメントの意見に対し、顧問弁護士に相談し、調査研究会において検討した結果、次のとおり見直しを行うこととした。

■見直し内容

- ・ 対象となる木を、「住宅等に隣接する敷地に存在する立木のうち、傾倒、腐食、空洞化等が発生し、倒木、枝折れ等により住宅等に直接被害を与えるもの」とする。
- ・ 「立木」の定義を設ける。
- ・ 「市民等の責務」を「市民等の役割」に変更し、内容を「市民等は、危険木の可能性がある木を見つけた際には、市に情報を提供すること」のみとする。
- ・ 「勧告」、「命令」、「代執行」、「応急措置」に係る条項を削る。

■理由

- ・ 行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）に基づく「代執行」及び「応急措置」について、周辺の影響や景観の観点から規定できると考えていたが、顧問弁護士と相談した結果、今の条例案では危険木が公益を損なうと考えることが難しいと判断したため、削る。
- ・ 「勧告」及び「命令」について、これらは、「代執行」を行うまでの手続であるとともに、危険木が倒れた際の所有者等のかしを明確にするものでもあるが、「助言」や「指導」を文書で行うことで、同じ役割を担えると判断したため、削る。

■条例案に規定しないもの

- ・ 倒れた木の撤去義務については、民法（明治 29 年法律第 89 号）で占有の保持が規定されていること、また、適切な管理方法については、樹種や生育状況により適切な管理方法が異なることから、規定はしないが、啓発の際に分かりやすく明示する。
- ・ 道路等、管理者が定まっているところは、管理者が対応することとし、本条例の適用からは除外する。

・伐採等に係る補助金創設の検討

令和3年12月の産業厚生常任委員会時に意見のあった「伐採等に係る補助金の創設」について、パブリックコメントでも同様の意見があった。

調査研究会で再度検討を行ったが、次の理由により、現時点では補助金制度を設けないこととした。

■理由

- ・危険木の数が不明であること。
- ・危険木について、対処されていない理由が不明であること。

■今後の対応

- ・所有者等に、所有する立木が危険木とならないよう、適切な管理を促すとともに、危険木の数、対処できない理由を調査していく。
- ・危険木の数や対処できない理由を整理し、必要であれば改めて補助金の検討を行う。
- ・危険木の発生箇所によっては、市の実施する森林整備事業の活用も含めて、所有者等に助言等を行う。

4 条例内容（見直し後）の概要

条例の趣旨

- ◆近年、台風等の自然災害が多く発生し、その度に立木が倒れ、民家や施設に被害を与える事例が全国各地で起きています。
- ◆民法（第717条）では、竹木の植栽又は支持にかしがあって他人に損害を生じたときは、その所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負うとされています。
- ◆立木の所有者が、被害者に対し損害賠償を行ったとしても、全てが元通りになるわけではなく、被害者の負担は非常に大きなものとなります。
- ◆加東市は地形・歴史的にも、民家や事業所等の近くに立木が存在していることが多くあります。
- ◆温暖化の影響により、規模が大きくなる自然災害に対し、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、加東市では、立木の所有者が責任を持って立木の適切な管理を行うことを促すとともに、市民の生活に影響を与える危険木に対応するため、この条例を定めます。

条例の目的

◆市民等の生命及び住宅等の財産を保護する。

定義

市民等	◆市内に居住し、若しくは滞在する者（通勤、通学等を含む。）、地域の自治会又は市内で事業活動を行う法人等
住宅等	◆市内に居住する者の住居及び事業所、学校、病院、 <u>診療所</u> その他人が集う建築物 <u>（事業所とは、物の生産やサービスの提供を継続的に行っているもので、一般的に、商店、工場、事務所、銀行、寺院、旅館等が該当します。）</u>
<u>立木</u>	◆ <u>地面から生えて立っている木</u>
所有者等	◆立木の所有者又は管理者
危険木	◆ <u>住宅等に隣接する敷地にある</u> 立木のうち、傾倒、腐食、空洞化等が発生し、倒木、枝折れ等により住宅等に <u>直接</u> 被害を与えるおそれがあるもの（※立木と被害を受けるおそれがある住宅等が同一の所有者である場合は除く。）

市・所有者等の責務

市	◆所有者等が <u>責任を持って</u> 立木の適切な管理を行うよう啓発する。
所有者等	◆立木が危険木とならないよう <u>自らの責任において</u> 適切に管理する。

市民等の役割

<u>市民等</u>	◆危険木の可能性がある立木を見つけたら、市に対し、その情報を提供 <u>する。</u>
------------	---

民事解決との関係

◆危険木の所有者等と該当木により被害を受けるおそれがある者として解決するものについては、それを妨げるものではない。

現地確認

◆市は、危険木のおそれのある立木について、市民から情報提供を受けたとき や自ら発見したときは、速やかにその立木を確認しなければならない。

立入調査等

◆情報提供のあった立木を市の職員等が確認するにあたり、個人の敷地に立ち入らなければ危険木かどうか判断できない場合に、立入調査を行うことができる。

危険木の認定等

◆市は、現地確認や立入調査により、当該立木を危険木と認定した場合は、その所有者等に対し、伐採、せん定その他必要な措置を講じるよう助言又は指導を書面で行う。

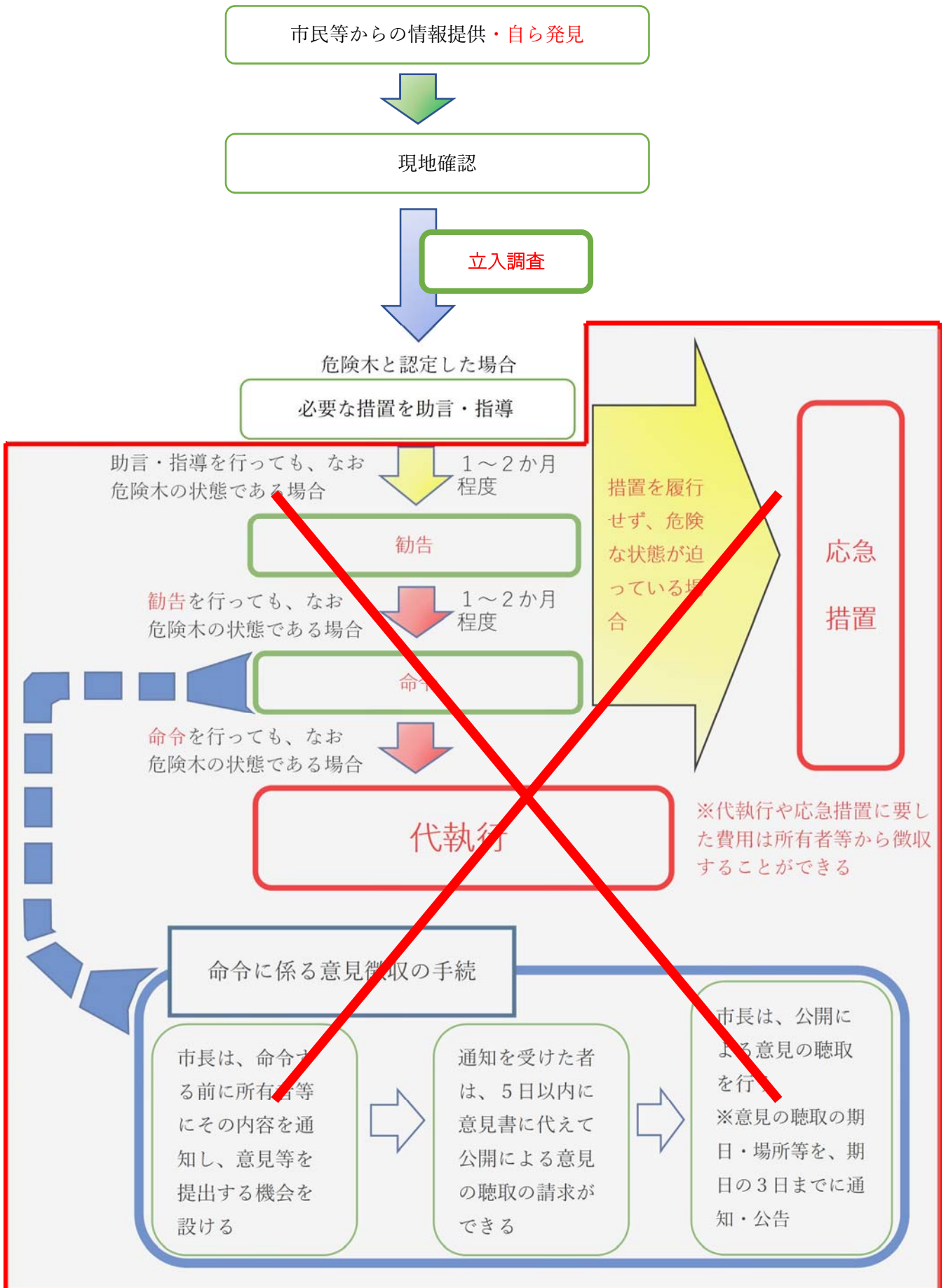
その他

◆市は、必要に応じて、市の区域を管轄する警察や危険木が存在する自治会等と必要な措置について協議することとする。

◆市は、必要に応じて、条例の施行に関する事項について、専門家に意見及び助言を求めることとする。

◆この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることができる。

危険木への対応フロー



5 スケジュールについて

	当 初	変 更 後
産業厚生常任委員会	令和3年12月3日	令和3年12月3日
パブリックコメント	令和3年12月中旬～ 令和4年1月中旬	令和4年1月19日～ 令和4年2月17日
意見の提出		令和4年1月24日
弁護士に相談		令和4年1月31日
弁護士からの回答		令和4年2月7日
調査研究会		令和4年2月14日
産業厚生常任委員会		令和4年4月12日
議会上程	令和4年3月	(令和4年6月)
条例の周知		(令和4年7月) 広報・ケーブルテレビ

6 令和4年度予算について

令和4年度予算で計上した危険木関係の歳出予算については、条例案の議会上程と合わせ、補正予算で代執行等に係る予算全額を減額する。